

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置（C系）ボール回収器のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	主復水器電解鉄イオン供給装置（A）用直流電源装置の積算電流値が警報及び動作設定値に達しても、警報及び装置の自動停止信号が発信しないことが認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
3	5号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止時）において、主蒸気隔離弁（80C、86A）の漏えい率が、分解点検実施目安値に達したことが認められたため、当該弁の分解点検を実施	GⅢ	
4	5号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（A系）のサンプポンプ運転頻度が高くなったため調査したところ、同サンプポンプ（A-A）の出口逆止弁に閉動作不良によるシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	5号機	工事予定の調整不足による温度検出器の予定外撤去に伴い、「原子炉格納容器冷却器出口温度高」を示す警報が誤発生したことが認められたため、当該警報を解除及び対応検討	GⅡ	
6	5号機	原子炉格納容器人員出入口二重扉室内の床ドレンファンネルに上蓋の破損が認められたため、当該ドレンファンネルを点検・修理	GⅢ	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用補機冷却海水系の淡水希釈水注入元弁及び注入電磁弁にシートリーク認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	タービン建屋2階空調設備制御盤室内にて、持込みが禁止されているマッチ箱（1箱）が発見されたため、対応検討	GⅢ	
9	5号機	復水系グラウンド蒸気復水器出口配管のドレン弁（2次弁）に、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検、修理	GⅢ	
10	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）のロール間隔を表示する指示計（2台）に指示値不良が認められたため、当該ロール間隔指示計及び当該造粒機（B）のロール間隔を調査後、対応検討	GⅢ	